令和５年第４回（６月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案 件 番 号	案　　　件　　　名	提　出　課	ページ
議案第５５号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	1～6
議案第５３号	令和５年度上越市一般会計補正予算（第２号）	こども政策課ほか	7～9

こども・子育て部

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第５５号
提出課	幼児保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1　改正理由

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、引用する文言を整備するもの

2　主な改正内容

⑴　第１条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正内容

ア　こども家庭庁の発足により、厚生労働省が所管していた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の主務大臣が内閣総理大臣に変更になったことに伴い、引用する大臣名を改める。（第１５条、第４４条関係）

イ　その他引用条項を改めるほか、文言を整備する。

⑵　第２条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容

こども家庭庁の発足により、厚生労働省が所管していた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の主務大臣が内閣総理大臣に変更になったことに伴い、引用する大臣名を改める。（第２６条関係）

3　施行期日

公布の日

4　上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

⑴　第１条の規定による上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改正案	改正前
（特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　略 ⑴及び⑵　略 ⑶　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）<u>第２５条第１項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）	（特定教育・保育の取扱方針） 第１５条　略 ⑴及び⑵　略 ⑶　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）<u>第２５条</u>　　の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

改　　正　　案	改　　正　　前
⑷　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針	⑷　保育所　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針
２　略	２　略
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第３５条　略	第３５条　略
２　略	２　略
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を、</u>施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑴中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育、</u>施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑴中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準）	（特別利用教育の基準）
第３６条　略	第３６条　略
２　略	２　略

改　正　案	改　正　前
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第１３条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ㈠中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ㈡中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第２７条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第	第３７条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２８条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第３１条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第４２条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第

改　正　案	改　正　前
２７条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　略 （特定地域型保育の取扱方針） 第４４条　特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （定員の遵守） 第４８条　特定地域型保育事業者は、利用定員＿＿＿を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第４６条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （特別利用地域型保育の基準） 第５１条　略 ２　略 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学	３３条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　略 （特定地域型保育の取扱方針） 第４４条　特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （定員の遵守） 第４８条　特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第４６条第５項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第２４条第６項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （特別利用地域型保育の基準） 第５１条　略 ２　略 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除き、前条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学

改　正　案	改　正　前
前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

⑵　第２条の規定による上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改　　正　　案	改　　正　　前
（保育の内容） 第２６条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	（保育の内容） 第２６条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第５３号
提出課	こども政策課

歳出科目（Ｐ16～Ｐ17）	３款２項１目	児童福祉総務費

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
子育て世帯への支援給付金	0	289,351	289,351

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金 110,133		報酬 345	委託料 8,000
一般財源 179,218		職員手当等 1,305	負担金補助及び交付金
		需用費 450	275,000
		役務費 4,168	

【補正理由】

物価高騰の影響を受けている子育て世帯への市独自の支援として、18 歳までの児童を養育する子育て世帯に対し、児童１人当たり１万円を支給するため、必要な経費を増額するもの

【補正内容】

（財源内訳）

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	110,133	110,133
一般財源		0	179,218	179,218
合計		0	289,351	289,351

（歳出）

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	0	345	345
職員手当等	時間外勤務手当ほか	0	1,305	1,305
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金ほか	0	67	67
旅費	会計年度任用職員費用弁償	0	16	16
需用費	消耗品費、印刷製本費	0	450	450
役務費	郵便料、振込手数料	0	4,168	4,168
委託料	支援給付金システム対応委託料ほか	0	8,000	8,000
負担金補助及び交付金	子育て世帯への支援給付金	0	275,000	275,000
合計		0	289,351	289,351

【実施内容】

⑴　基準日

令和５年７月１日

⑵　支給対象児童

平成 17 年４月２日から令和６年３月 31 日までの間に生まれた児童

※住所要件

・基準日時点で市に住所があること

・基準日より後に生まれた児童は、出生日時点で市に住所があること

⑶　所得制限

なし

⑷　支給額

児童１人当たり１万円

⑸　支給時期

区　分	支給開始時期	支給対象児童	児童数見込み（人）
申請不要 (プッシュ型支給) ※市に口座情報の登録がある世帯	令和５年８月上旬	①　市からの児童手当（特例給付を含む）の対象となる中学生以下の児童	18,700
		②　上記①の兄姉で高校生相当年齢の児童	1,980
		③　令和４年度の子育て世帯への支援給付金の支給を受けた児童（上記①及び②を除く）	6,270
		小　計	26,950 (98%)
申請必要 ※市に口座情報の登録がない世帯	申請受付後、審査を行い順次支給	④　高校生相当年齢の児童、児童手当の所得上限限度額以上の児童及び公務員世帯の児童等のうち、上記①から③までに該当しない児童	550 (2%)
合　計			27,500 (100%)

提　出　課	幼児保育課

歳出科目（Ｐ18～Ｐ19）	3款2項2目	保育所運営費

単位：千円

事　業　名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
私立保育所等運営費	4,179,495	10,165	4,189,660

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金　6,777 一般財源　3,388		負担金補助及び交付金 10,165	

【補正理由】

私立認定こども園（1園）が、国の交付金を活用して実施する改修工事に係る補助金を増額するもの

【補正内容】

（財源内訳）

区　分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	就学前教育・保育施設整備交付金	98,495	6,777	105,272
一般財源		49,247	3,388	52,635
合　計		147,742	10,165	157,907

（歳出）

区　分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	私立保育園等改築工事補助金	147,742	10,165	157,907
合　計		147,742	10,165	157,907

※負担割合

○国　対象経費×補助率1/2

○市　対象経費×補助率1/4